

1 目的

ひとにやさしいまちづくりに関する県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、ひとにやさしいまちづくりのための施策を推進する上で基本となる事項を定めることにより、ひとにやさしいまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 公共的施設の整備基準適合の努力義務等

整備基準あり	整備基準なし
<p>【ひとまち努力義務(公共的施設)】 ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設 (1,000㎡未満) ・ 興行場等 (500㎡未満) ・ 公園 (2,500㎡未満) <p>【ひとまち届出義務(特定公共的施設)】 ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設 (1,000㎡以上) ・ 興行場等 (500㎡以上) ・ 病院 (面積要件なし) ・ 社会福祉施設 (面積要件なし) ・ 道路 (面積要件なし) ・ 公園 (2,500㎡以上) 	<p>【ひとまち整備努力義務(公共車両等・公共的工作物)】 ※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道車両 ・ 自動車 ・ 船舶 ・ 信号機 ・ 公衆電話所

※1 ひとまち努力義務：公共的施設の新築等をしようとする者は、公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。
(具体的な整備基準については、規則で定める。)

※2 ひとまち届出義務：特定公共的施設の新築等をしようとする者は、新築等の内容を知事に届け出なければならない。

※3 ひとまち整備努力義務：公共車両等又は公共的工作物を所有し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めるものとする。

3 審議会の役割

- (1) 公共的施設、整備基準、特定公共的施設、公共車両等または公共的工作物を定める規則を制定し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- (2) 知事の諮問に応じ、ひとにやさしいまちづくりに関する重要事項を調査審議する。
- (3) ひとにやさしいまちづくりに関する事項について、知事に意見を述べる。

用語について

- ・ 公共的施設：病院、社会福祉施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるもの。
- ・ 特定公共的施設：公共的施設のうち、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため整備を促進することが特に必要なものとして規則で定めるもの。
- ・ 公共車両等：一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で規則で定めるもの。
- ・ 公共的工作物：信号機、公衆電話所その他の不特定多数の者が利用する工作物で規則で定めるもの。